平成23年度 東久留米市人事行政の運営等の状況の公表

平成24年12月 東久留米市企画経営室職員課

東久留米市人事行政の運営等の状況の公表

東久留米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、本市の平成23年度の 人事行政の運営等の状況をお知らせいたします。この条例は、公務員の人事行政の根本基準 を定めた地方公務員法第58条の2の規定に基づき制定したものです。

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状	沈	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	l 貝
2	職員の競争試験の状況・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 頁
3	職員の給与の状況・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 頁
4	職員の勤務時間その他の勤務条件	の状	沈		•	•	•	•	•	•	•	•	10 頁
5	職員の分限及び懲戒処分の状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11 頁
6	職員の服務の状況・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12 頁
7	職員の研修及び勤務成績の評定の	状況	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13 頁
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14 頁
9	勤務条件に関する措置の要求の状	沈	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14 頁
0	不利益処分に関する不服申立ての	状況	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14 頁
1	苦情処理の状況 ・・・・・	•			•		•	•	•	•	•	•	14 頁

1

1

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用、退職等(平成23年度)

	平成23年4月1日現在	平成23年4月2日~	平成24年4月1日現在	
	十八人23年4月1日先任	採用等	退職等	十0人24十4月1日先任
職員数	624 人	28 人	39 人	613 人

(注)1 職員数は、一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

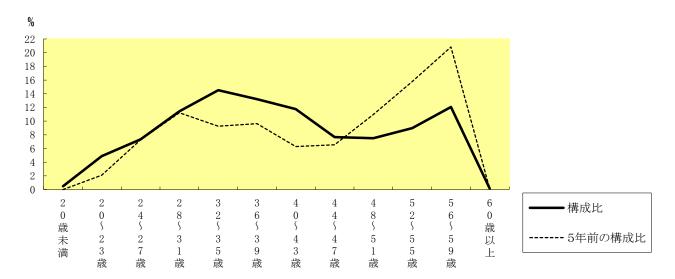
(2)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区 分	ì	職	員数	対前年	主な増減理由			
部『	部 門			平成23年	平成24年	増減数	土な境域連由			
		議	会	7 人	7 人	0 人				
		総	務	105 人	106 人	1 人	業務増による増			
		税	務	49 人	49 人	0 人				
	<u>—</u>	一 民 生		220 人	216 人	△4 人	保育園職員の退職不補充等による減			
普通会計部	般行	衛	生	56 人	47 人	△9 人	清掃作業の民間委託化による減			
	政部門	労	働	0 人	0 人	0 人				
					農	水	4 人	4 人	0 人	
部		商	工	3 人	3 人	0 人				
門					土	木	48 人	51 人	3 人	業務増による増
		小	計	492 人	483 人	△9 人	(参考:人口10,000人当たり職員数 42.24 人)			
		教	育	87 人	84 人	△3 人	職員の再任用化による減			
		消	防	0 人	0 人	0 人				
		小言	+	579 人	567 人	△ 12 人	(参考:人口10,000人当たり職員数 49.58 人)			
会公		下水泊	<u>——</u> 首	6 人	7 人	1 人	業務増による増			
計名		その作	也	39 人	39 人	0 人				
会計部門	門業 小計		+	45 人	46 人	1 人				
	合	計		624 人	613 人	△ 11 人	(参考:人口10,000人当たり職員数 53.61 人)			
	П	ĦΙ		[867]	[867]	[0]				

- (注) 1 職員数は、一般職(教育長を含む)に属する職員数です。
- (注) 2 []内は、条例定数の合計とその増減人員数です。

(3)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
年 齢		>	}	>	>	>	>	}	}	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	3人	30人	45人	70人	89人	81人	72人	47人	46人	55人	74人	1人	613人

⁽注) 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

(4)定員管理計画の数値目標及び進捗状況

① 東久留米市第4期定員管理計画における定員管理の数値目標

平成23年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
623 人	597 人	26 人	4.2 %

② 東久留米市第4期定員管理計画における定員管理の進捗状況(実績)

平成23年4月1日 職員数	平成24年4月1日 職員数	純減数	純減率
623 人	612 人	11 人	1.8 %

⁽注) 職員数は一般職に属する職員のうち、教育長を除いた職員数です。

2 職員の競争試験の状況(平成23年度)

職種	受験申込者数	一次試験 受験者数	一次試験 合格者数	最終合格者数	競争率(倍)
一般事務	477 人	397 人	62 人	30 人	15.9
土木技術	13 人	4 人	3 人	2 人	6.5
建築技術	-	-	-	-	-
電 気 技 術	-	-	-	-	-
保 育 士	-	-	-	-	-
児童指導	6 人	6 人	3 人	1 人	6.0
保 健 師	-	-	-	-	-
看 護 師	-	-	-	-	-
栄 養 士	39 人	37 人	4 人	1 人	39.0
作業療法士	_	_	_	_	_
清 掃 作 業	-	-	-	-	-
給 食 調 理	-	_	-	-	-

3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

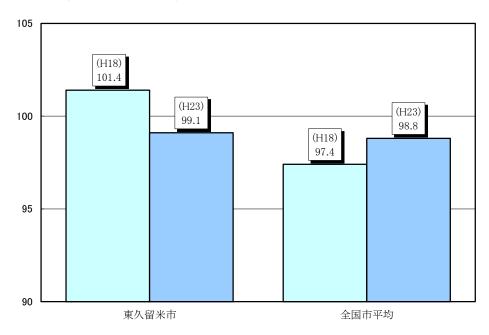
区分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率	(参考)
	(平成23年度末)	(A)	(B)	(B/A)	22年度の人件費率
平成23年度	114,355 人	36,781,585 千円	5,935,143 千円	16.1 %	16.7 %

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数(A)		一人当たりの給与費			
平成23年度	661 人	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)	(B/A)
平成23年及	001 人	2,227,416 千円	664,736 千円	832,262 千円	3,724,414 千円	5,635 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
- (注) 2 職員数は、平成23年4月1日現在の一般職(教育長と再任用短時間勤務職員を含む)に属する職員数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

	一般行政職						
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)			
東久留米市	43.9 歳	316,153 円	415,018 円	370,217 円			
玉	42.8 歳	329,917 円	-	401,789 円			

		技能労務職							
区 分		平均年齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)				
	東久留米市	42.8 歳	300,982 円	369,312 円	348,974 円				
	うち清掃作業員	40.5 歳	297,829 円	394,593 円	353,816 円				
	うち学校給食員	41.6 歳	289,575 円	334,497 円	330,147 円				
	うち用務員	56.0 歳	362,600 円	424,291 円	417,677 円				
	玉	49.7 歳	285,030 円	-	323,181 円				

		小•中学校	(幼稚園)教育職	
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東久留米市	-	_	-	_
国	_	_	_	_

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- (注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、及び時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。ただし期末勤勉手当(ボーナス)は含みません。時間外勤務手当については、東京都知事選挙と東久留米市議会議員選挙の時間外勤務分を含みます。
- (注) 3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の 手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(5) 職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	初任給			
	東久留米市	国		
大学卒	181,200 円	I種 181,200 円		
一般行政職	181,200 円	Ⅱ種 172,200 円		
高 校 卒	142,700 円	140,100 円		

(6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

	区 分		分	経験年数9年~11年	経験年数14年~16年	経験年数19年~21年	
	般行	中華	大学卒	260,929 円	329,927 円	359,793 円	
,	7JX 1J	以収	高校卒	-	-	-	
址:	能労	敦 融	高校卒	-	271,171 円	309,400 円	
12	化刀	4分 400	中学卒	-	-	303,933 円	
教	育	職	大学卒	-	-	-	
叙	Ħ	邦政	高校卒	-	-	-	

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6	級	参事の職務で部長及びこれに相当する職務	10人	2.9%
5	級	副参事の職務で課長及びこれに相当する職務	31人	9.0%
4	級	主事の職務で課長補佐及びこれに相当する職務	24人	7.0%
		主事の職務で係長及びこれに相当する職務	54人	15.7%
3	級	主事の職務で高度の知識、技術、技能又は経験を必要とする 主任の職務		0.0%
		主事の職務で主任及びこれに相当する職務	75人	21.8%
2	級	主事の職務で高度の知識、技術、技能又は経験を必要とする 業務を行う職務	11人	3.2%
1	級	主事の職務で定型的な業務を行う職務	139人	40.4%

⁽注) 1 東久留米市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

⁽注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況

期末手当·勤勉手当(平成23年度)

区分	東久	留 米 市	玉	
1人当たりの平均支給額		1,321千円	-	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.95月	1.00月	2.60月	1.35月
	(1.5月)	(0.60月)	(1.45月)	(0.65月)
合計	3.95月 (2.1月)		3.95月 (2.10月)	
職務段階別加算		可り	;	有り

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当(平成24年4月1日現在)

4	区 分		留米市	玉	
			定年·勧奨	自己都合	定年·勧奨
	最高限度	59.20月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
支給率	勤続20年	24.25月分	33.50月分	23.50月分	30.55月分
人 和平	勤続25年	32.50月分	43.50月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
1人当たりの平均支給額		10,605千円	23,693千円	ı	ı
加算措置		定年前早期退職特例措置		定年前早期退職特例措置	
加昇	竹里.	(2%~20	0%加算)	(2%~20	0%加算)

⁽注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額となっています。

地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実		293,470	戶円		
支給職員1人当たり		419,842	円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		国の制度(支	給率)
全地域	10 %		699 人		6 %

特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

1// Mary 1 - (// Mary 1 /) 1 Mary						
	区 分	<u></u>	È 職 種			
支給実績(平成23年度決算	i)		96	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)				3,820	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)				3.6	%	
手当の種類(手当数)				1	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支	給対象業務	左記職員に対する	支給単価 (
不快手当	清掃職員等	小動物の死体処理	T	1体	500 円	
(参考) 能率手当	全 職 員	年末年始に行う緊	急の業務	1時間	750 円	

⁽注) 能率手当は、平成23年度から廃止しました。

時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	250,122 千円
職員1人当たり支給年額(平成23年度決算)	419 千円
支給実績(平成22年度決算)	217,368 千円
職員1人当たり支給年額(平成22年度決算)	362 千円

その他の手当(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500 円 子ども・その他の親族 (2人まで) 6,000 円 子ども・その他の親族 (3人以上の 場合、2人分を除く) 6,000 円 16歳~22歳の子どもがいる場合 4,000 円	異なる	支給対象者、 支給単価	45,951 千円	193,069 円
住居手当	世帯主、もしくは世帯主に準ずる者 8,500 円	異なる	支給対象者、 支給対象区分、 支給単価	38,383 千円	98,166 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員に対しては6ヶ月通勤 定期代を一括支給 ・バス利用の者に対しては必要金額をICカード等 の使用金額に換算し支給 ・交通用具(自動車、自転車等)使用者に対して は、用具の種類、距離によって細分化された一律 の金額を毎月支給	異なる	交通用具利用者 の使用距離、 及び支給額	46,470 千円	72,158 円
管理職 手 当	部長職 給料月額×20% 課長職 給料月額×15%	異なる	支給対象者、 支給割合	38,744 千円	842,240 円
休日勤務 手 当	休日において正規の勤務時間中に勤務すること を命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの単価×135%	異なる	勤務1時間当たり の単価算出方法 及び支給割合	13,174 千円	80,328 円
夜間勤務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの単価×25%	異なる	勤務1時間当たり の単価算出方法 及び支給割合	1,232 千円	307,982 円

特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

	×	分		給 料 月 額 等			
給	市		長	Ç	960,000円	日(768,000円)	
料	副	市	長	8	840,000円	7	
+n	議		長	5	550,000円	月(522,500円)	
報酬	副	議	長	5	510,000円	日(484,500円)	
H/11	議		員	4	480,000円	日(456,000円)	
	市		長	(平成23年度支給割合)			
期	副	市	長	3.95月分			
末手	議		長	(平成23年度支給割合)			
当	副	議	長	4	4.5月分		
	議		員				
				(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
退				給料月額 支給	率		
職	市		長	96万円×在職年数×400	/100	1,536万円	任期終了時
手业	副	市	長	84万円×在職年数×300/100 1,008万円 任期終了時			
当		備考		「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。			

(注)1 市長の給料月額について

()内は、「東久留米市特別職の給料の特例に関する条例」に基づく、

平成22年7月1日から平成26年1月19日までの月額です。

(注)2 議長、副議長及び議員の報酬月額について

()内は、「東久留米市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例」に基づく、 平成23年7月1日から平成27年4月30日までの月額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況(平成24年4月1日現在)

	1週間の 正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
職員の勤務時間	38時間45分	8時30分	17時15分	12時~13時	無し

	内 容	平均取得日数(平成23年度)	
	1年に20日を限度として付与	12.7日	
年次有給休暇	1年で消化できない場合には翌年度に限り繰り越せます		

(2)育児休業の取得状況(平成23年度)

育児休業を取得した職員数と取得期間

(単位:人)

取	ζ	育児休業取得期間						
得 者		6ヶ月以下	6ヶ月超え 1年以下	1年超え 1年6ヶ月以下	1年6ヶ月超え 2年以下	2年超え 2年6ヶ月以下	2年6ヶ月越え	合計
数	ζ	3	4	7	2	0	1	17

(3)介護休暇の取得状況(平成23年度)

介護休暇を取得した職員数と取得期間

(単位:人)

取	介護休暇取得期間						
得	1ヶ月以下	1ヶ月超え	2ヶ月超え	3ヶ月超え	4ヶ月超え	5ヶ月越え	合計
者	1万月以下	2ヶ月以下	3ヶ月以下	4ヶ月以下	5ヶ月以下	3ケ月 越ん	
数	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	内容	平成23年度の状況
分限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため業務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	休職 26件 いずれも心身の故障による
	懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の職務に違反し又は職務 を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減 給、戒告となるものです。	

6 職員の服務の状況

(1)服務に関する基本原則

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を 挙げて職務に専念しなければならない服務上の義務があります。(地方公務員法第30条) 服務上の義務については他に、次のような規定が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2)職員の服務規律の確保

平成23年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

日 付	内 容
平成23年12月26日	年末年始における綱紀の保持について

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成23年度)

(1) 職員の研修の状況

区 分	内容	件数	延べ人数
独自研修	年度ごとに作成する研修計画により開催する市役所独自の研修 (新任職員研修、接遇研修など)	35件	601人
派遣研修	職員研修所において開催される研修 (新任研修、現任研修など)	79件	283人

(2)勤務成績の評定の状況

部長職以下の職員を対象に年1回実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実 施 主 体	内 容
共済制度	東京都市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例える と、社会保険、厚生年金等に該当します。また、再任用短時間勤務職員は、共 済制度ではなく社会保険、厚生年金等に加入しています。
公務災害補償		公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償 法に基づく補償を受けます。 (平成23年度認定件数6件)

- 9 勤務条件に関する措置の要求の状況 平成23年度は該当ありません。
- 10 不利益処分に関する不服申立ての状況 平成23年度 0件
- 11 苦情処理の状況 平成23年度 0件